

北翔大学大学院臨床心理学研究科

修士論文審査基準

(審査体制)

- ・研究科委員会の中に修士論文審査委員会を置く。
- ・審査委員会は主査1名、副査1名を含む、臨床心理学研究科教員で構成される。
- ・主査および副査は本研究科の専任教員から研究科委員会での協議を経て決定する。
- ・審査は論文の査読、公開の修士論文発表会（口頭試問を兼ねる）での発表および口頭試問の結果をふまえて実施する。
- ・合否は審査委員会での投票および合議により検討し、その結果を研究科委員会に報告のうえ最終決定する。

(審査基準)

以下の観点から総合的に判定する。

- 1) 学術的意義と臨床的関連性：題目設定が適切で、臨床心理学の学術的発展や実践に資する明確な意義を有しているか。
- 2) 独創性：先行研究の的確な整理の上に問題提起がなされ、当該研究の位置づけが明確に示され、新奇性や独自性が認められるか。
- 3) 方法の妥当性：目的に適合した研究デザイン、手続、および分析方法が適用されているか。
- 4) 研究倫理：インフォームド・コンセント、個人情報保護、脆弱な参加者への配慮、利益相反、剽窃防止等、倫理審査・手続を含め適切に遵守されているか。
- 5) 構成と論理性：問題設定、方法、結果、考察、および結論の構成が体系的で、論旨が一貫し記述が明瞭であるか。
- 6) 資料・分析の適切性：データの取り扱いが適切で、分析・解釈が再現可能性や信頼性に配慮しているか。
- 7) 臨床的意義と限界：実践への示唆・社会的意義・今後の課題を具体的に述べ、研究の限界を適切に自己評価しているか。
- 8) 発表・口頭試問：公開発表および口頭試問において、研究の意図・方法・結果・意義を明瞭に説明し、質疑に的確に応答できるか。

北翔大学大学院生涯学習学研究科

修士論文審査基準

(審査体制)

- ・ 審査体制は、主査 1 人・副査 2 人とし、3 人で合又は否を審議する。
- ・ 審議結果を受け、研究科委員会で修士論文審査を行い、合格者を決定する。

(審査基準)

- 1) 研究の背景や目的、方法と結果、解釈や考察等、論文の構成が適切であるか。
- 2) 題目の設定が適切で、生涯学習学に貢献し得る内容が含まれているか。
- 3) 論述や表現に一貫性があり、研究に用いたデータや素材等が適切であるか。
- 4) 先行研究及び関連研究に関する検討が適切であるか。

また、以下の口頭試問における基準を定め審議する。

- 1) 研究内容について十分に理解し、説明が明解であるか。
- 2) 研究内容に関して指摘された論点について適切に応答がなされたか。
- 3) 当該研究分野に関する専門的な知識は十分であるか。

北翔大学大学院生涯スポーツ学研究科

修士論文審査基準

(審査体制)

- ・ 研究科委員会の中に修士論文ごとの審査委員会を置く。
- ・ 審査委員会は、主査1名、副査2名以上で構成する。
- ・ 主査は修士課程の研究指導教員とする。
- ・ 副査は修士課程の専任教員（合教員以上）とし、必要に応じて、1名は研究科委員会での承認を得て、審査対象論文に関わる専門分野の知見を有する外部の研究者に委嘱することができる。

(審査基準)

生涯スポーツ学研究科はスポーツ科学という複合領域を主たる学問とする研究科であり、論文の評価基準（合格基準）について、字数など形式要件を一律に定めることは困難である。そのため、審査体制、審査結果の学内外への情報公開などにより修士論文の質を担保する。また、学位授与と修士論文の水準を明確にするために、以下のガイドラインを定める。

- ・ 研究テーマに明確な新規性及び独創性（オリジナリティ）が認められるか。
- ・ 研究テーマの学術的意義が認められるか。
- ・ 修士論文が体系的に構成されているか。
- ・ 研究目的に適した研究方法であるか。
- ・ 先行研究の取り扱いが適切であるか。
- ・ 論旨が明確であり、一貫性があるか。
- ・ 学術研究における高い倫理性等を有しているか。
- ・ 研究科のディプロマ・ポリシーに沿い、修士号取得に相応しい人格を有しているか。

北翔大学大学院生涯スポーツ学研究科

博士論文審査基準

(審査体制)

- ・ 研究科委員会の中に博士論文ごとの審査委員会を置く。
- ・ 審査委員会は、主査1名、副査2名以上で構成する。
- ・ 主査は博士後期課程の研究指導教員とする。
- ・ 副査は博士後期課程の専任教員（合教員以上）とし、必要に応じて、1名は研究科委員会での承認を得て、審査対象論文に関わる専門分野の知見を有する外部の研究者に委嘱することができる。

(審査基準)

生涯スポーツ学研究科はスポーツ科学という複合領域を主たる学問とする研究科であり、論文の評価基準（合格基準）について、字数など形式要件を一律に定めることは困難である。そのため、審査体制、審査結果の学内外への情報公開などにより博士論文の質を担保する。また、学位授与と博士論文の水準を明確にするために、以下のガイドラインを定める。

- ・ 研究テーマに明確な新規性及び独創性（オリジナリティ）が認められるか。
- ・ 研究テーマの学術的意義が認められるか。
- ・ 博士論文が体系的に構成されているか。
- ・ 研究目的に適した研究方法であるか。
- ・ 先行研究の取り扱いが適切であるか。
- ・ 論旨が明確であり、一貫性があるか。
- ・ 学術研究における高い倫理性等を有しているか。
- ・ 研究科のディプロマ・ポリシーに沿い、博士号取得に相応しい人格を有しているか。